

積算根拠(平成26年度)

【社会保険労務士試験】

社会保険労務士試験(以下「社労士試験」という。)は、社会保険労務士法(以下「社労士法」という。)第10条の規定に基づき、毎年、厚生労働大臣が行なっている。

なお、社労士試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。)は、社労士法第10条の2の規定に基づき、全国社会保険労務士会連合会が行っている。

受験手数料は、社労士法施行令第1条第1項で9,000円と規定されている。

内訳	金額	単価
試験実施費	435,416,353	7,612
人件費	57,684,156	1,008
会議費	6,115,877	106
事務費	44,769,342	782
その他	1,011,800	17
支出合計	544,997,528	9,528

(単位:円)

※受験申込者数 57,199名

積算根拠(平成26年度)

【紛争解決手続代理業務試験】

紛争解決手続代理業務試験(以下「代理業務試験」という。)は、社会保険労務士法(以下「社労士法」という。)第13条の3の規定に基づき、毎年、厚生労働大臣が行なっている。

なお、代理業務試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。)は、社労士法第13条の4の規定に基づき、全国社会保険労務士会連合会が行っている。

受験手数料は、社労士法施行令第1条第2項で15,000円と規定されている。

内訳	金額	単価
試験実施費	10,080,079	8,660
人件費	4,441,275	3,816
会議費	83,290	72
事務費	1,687,843	1,450
その他	172,200	148
支出合計	16,464,687	14,145

(単位:円)

※受験申込者数 1,164名

積算根拠(平成26年度)

【登録手数料】

社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となり、社会保険労務士業務を行うためには、全国社会保険労務士会連合会に備えてある社会保険労務士名簿に登録を受けなければならないとされています。(社会保険労務士法第14条の2)

この社会保険労務士名簿の登録を受けるためには、まず登録申請書等必要な書類を、入会予定の都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。

また、社会保険労務士名簿に登録を受けるには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の規定により、手数料3万円を納付しなければなりません。

各種手数料は、登録審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、新規登録及びその他の手続きに要する諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	23,397,000	10,173
公告・証票費	4,622,765	2,010
印刷費	1,118,819	486
通信費	2,587,930	1,125
電算費	8,120,522	3,531
管理費	8,266,524	3,594
経由機関事務費	24,150,000	10,500
支出合計	72,263,560	31,419

(単位:円)

積算根拠(平成26年度)

【登録手数料】

社会保険労務士法人名簿に登録するためには、登記事項証明書等必要な書類を、その主たる事務所の所在地の属する都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。(社会保険労務士法第25条の13)

また、社会保険労務士法人名簿へ登録するには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の7の規定により、手数料2万円を納付しなければなりません。

上記手数料は、審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、手続きに要する諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	447,595	4,069
証票費	69,300	630
印刷費	53,460	486
通信費	123,750	1,125
電算費	388,410	3,531
管理費	395,340	3,594
経由機関事務費	880,000	8,000
支出合計	2,357,855	21,435

(単位:円)

積算根拠(平成26年度)

【付記手数料】

社会保険労務士が、その登録に紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記を受けるためには、付記申請書等必要な書類を、当該社会保険労務士が所属する都道府県社会保険労務士会に提出しなければなりません。(社会保険労務士法第14条の11の2)

また、紛争解決手続代理業務の付記を受けるには、全国社会保険労務士会連合会会則第39条の規定により、手数料5,000円を納付しなければなりません。

上記手数料は、審査及び登録事務に要する諸経費を基に算定しております。

なお、手続きに要する諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
人件費	1,017,300	1,017
公告・証票費	2,010,000	2,010
印刷費	486,000	486
通信費	56,250	56
電算費	176,550	177
管理費	179,700	180
経由機関事務費	1,750,000	1,750
支出合計	5,675,800	5,676

(単位:円)

積算根拠(平成26年度)

【特別研修受講料】

特別研修は、社会保険労務士法第13条の3に規定する紛争解決手続代理業務試験を行うために必要な学識及び実務能力に関する研修です。この特別研修を終了した社会保険労務士は、厚生労働大臣が行う紛争解決手続代理業務試験を受験することができます。

また、特別研修を受講するためには、受講料85,000円を納付しなければなりません。

上記手数料は、実施する諸経費を基に算定しております。

なお、諸経費の内訳は次のとおりです。

内訳	金額	単価
実施費	67,859,605	80,978
人件費	4,918,813	5,870
会議費	429,740	513
通信運搬費	1,615,150	1,927
賃借費	1,850,160	2,208
雑費	154,094	184
経由機関事務費	15,965,069	19,051
支出合計	92,792,631	110,731

(単位:円)

※特別研修受講者数 838名